

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	株式会社アサックス
【英訳名】	ASAX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 草間 庸文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
【電話番号】	03(3445)0404
【事務連絡者氏名】	総務統括部長 松川 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
【電話番号】	03(3445)0404
【事務連絡者氏名】	総務統括部長 松川 雅一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円 配当総額494,640,000円

効力発生日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設、取締役会に係る規定の変更並びに監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行う。

2. 改正会社法に基づき、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更を行う。

3. 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、規定の新設を行う。

4. 条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、草間庸文、草間雄介及び池尻周平を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、中尾正信、石橋俊英、松崎孝夫及び橋本鉄郎を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額15,000千円以内と定める。

第7号議案 退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する島田博に対し、役員退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	95,780	2,895	0	0	(注1)	可決(97.05%)
第2号議案	94,033	4,642	0	0	(注2)	可決(95.28%)
第3号議案					(注3)	
草間 庸文	95,047	3,628	0	0		可決(96.30%)
草間 雄介	96,112	2,563	0	0		可決(97.38%)
池尻 周平	96,137	2,538	0	0		可決(97.41%)
第4号議案					(注3)	
中尾 正信	96,304	2,371	0	0		可決(97.58%)
石橋 俊英	97,128	1,547	0	0		可決(98.41%)
松崎 孝夫	93,906	4,769	0	0		可決(95.15%)
橋本 鉄郎	96,676	1,999	0	0		可決(97.96%)
第5号議案	98,524	151	0	0	(注1)	可決(99.83%)
第6号議案	98,542	133	0	0	(注1)	可決(99.85%)
第7号議案	89,548	6,745	2,382	0	(注1)	可決(90.73%)

(注1) 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注3) 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上